

公益財団法人豊田地域医療センター行動計画

職員が仕事と子育てを両立させることができ、職員全員が働きやすい雇用環境の整備を行なうため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和2年4月1日から令和4年3月31日まで

2. 内容

目標 1 計画期間内に、年次有給休暇の取得日数を1人あたり年間10日以上にする。

〈対策〉

- ・継続実施 休暇の人の仕事のカバーができるよう、複数の職員で業務を分担し、担当者一人に業務を集中させないようにし、休暇を取得しやすい環境をつくる。
- ・継続実施 年休取得率が低い部署については、当該部署の所属長と人事担当者で解決策を検討する。

〈策定理由〉

年次有給休暇は部署によって、取得日数にはらつきがあるので、全ての職員が同等に休暇を取得できる環境をつくり、休暇を有効利用してもらい、各職員の能力が仕事に十分に発揮できるようにする。また、職員自身の私生活を充実させる。

令和元年度は10日7.5時間になっているが、現状を堅持しすべての人が平均して取得できるよう再度目標として掲げることとした。